IBU
INTERNATIONAL
BUDO
UNIVERSITY

募金趣意書

「教育振興募金」ご協力のお願い

國際武道大学

「教育振興募金」ご協力のお願い

国際武道大学は、創立者松前重義博士の提唱により、1984年の開学以来、武道精神を探求し続けながら、武道・体育の指導者の育成を目指し、武道及び体育に関わる諸科学を教授･研究するとともに、国際的な感覚と専門的な知識･技能を体得し、地域社会・国際社会において指導的役割を果たし得る人材の育成を目的として成長してまいりました。この間、教育研究施設・設備の拡充をはかり、近年においては、「松前達郎記念球場・屋内野球練習場」が完成し、より魅力ある大学づくりのための教育環境の整備事業を進めております。これもひとえに、多くの皆様方の温かいご支援･ご尽力の賜物であると深く感謝申し上げます。

学校法人　国際武道大学
理事長　**松 前 達 郎**

これからも、学生一人ひとりが、健康で充実したキャンパスライフをおくれるよう整備するとともに、教育の質を保証し、広く社会に開かれた大学を目指し、未来に向けて飛躍と発展を期しております。しかしながら、少子化による就学人口の減少等、私立学校が直面する経営環境は一段と厳しさを増しています。我々、教職員も一丸となって教育改革、経営の合理化等に、より一層の努力を傾注する所存であります。今後も、創立者の建学の理念に基づき、人間としての自らの責任を果たし、他者に配慮しつつ協調性をもち、想定外の困難に際しても的確な判断力を発揮できる、未来を担う人材の育成に努めてゆかなくてはならないと考えております。このために、**「教育研究活動の充実」、「教育環境の整備・充実」、「奨学金基金の充実」及び、「武道・スポーツ振興」**を、4つの柱として皆様にご支援をお願いする次第です。

つきましては、今日の厳しい経済情勢は十分に承知しておりますが、「教育振興募金」に深いご理解をいただき、何卒ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2017年

国際武道大学
学　長　**髙 見 令 英**

大学正門と松前重義博士像

屋内野球練習場

募金について

皆様からお寄せいただきました寄付金は、次の事業に使われます。本募金制度は、寄付金の使い道を次の4つの使途から自由に選択することができます。これにより、皆様のご意向に沿った形で寄付金が活かされます。

1 教育研究活動の充実

教育研究に要する経常的経費に充当し、教育研究の質保証と充実を図ります。

2 教育環境の整備・充実

教育研究用施設設備の整備・充実を図ります。

3 奨学金基金

奨学金基金へ積立て、奨学事業の充実を図ります。

4 武道・スポーツ振興

武道・スポーツ活動全般の振興・発展を推進します。

募集要項

目標金額	1. 教育研究活動の充実　5千万円 2. 教育環境の整備・充実　3千万円 3. 奨学金基金　1千万円 4. 武道・スポーツ振興　1千万円
受付期間	2020年3月31日まで
募集金額	個人の皆様　1口 5,000円 （1口未満のご寄付につきましても、ありがたくお受けし、大切に活用させていただきます。） 法人･団体の皆様　1口の定めはございません。
募集対象	在学生保護者、同窓生、個人、法人企業・団体等
申込方法及び振込方法	同封の「払込取扱票」に必要事項をご記入のうえ、ゆうちょ銀行又は、郵便局からご送金ください。手数料は無料です。 また、払込機能付きATMもご利用できます。
お問い合わせ先	学校法人　国際武道大学　会計課 〒299-5295　千葉県勝浦市新官841 TEL　0470-73-4111（代表） FAX　0470-73-4148

※この募金は任意ではありますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

寄付金控除について

2011年度税制改正により、既存の所得控除制度に加え寄付者の選択により、新たに税額控除制度の適用を受けられるようになりました。**この税額控除制度は、所得税率に関係なく所得税額から直接控除するため、所得控除制度と比較して、多くの方において減税効果が大きくなります。**

個人の場合

所得税

税額控除制度

（当該年中の寄付金の合計額）−2,000円）×40%＝寄付金控除額

寄付金控除額が**所得税額から「税額控除額」として直接控除されます。**

※1　当該年中とは、1月1日から12月31日の間です。
※2　寄付金額（総所得金額等の40%が限度）から2,000円を差し引いた額の40%を所得税額から控除できます。（ただし、所得税額の25%が上限）

所得控除制度

（当該年中の寄付金の合計額）−2,000円）＝寄付金控除額

寄付金控除額が**課税所得から控除されます。**

※1　当該年中とは、1月1日から12月31日の間です。
※2　寄付金額（総所得金額等の40%が限度）から2,000円を差し引いた額を、所得（課税所得金額）から控除できます。
※3　所得税の税率は、課税所得の額により5%から45%の7段階に区分されています。詳しくは、お住まいの地域の税務署にご確認ください。

比較例　［課税年間所得が500万円の方］

寄付金が**10万円**の場合 → メリットの大きい方を選択

税額控除　新制度

寄付金　控除率　金額

（10万円−2,000円）×40%＝**39,200**円

課税所得に関わらず定率

所得控除

寄付金　所得税率　金額

（10万円−2,000円）×20%＝**19,600**円

課税所得に応じて5%から45%の7段階

※あくまで金額の目安としてご覧ください。

IBU INTERNATIONAL BUDO UNIVERSITY

■ 個人住民税 （千葉県及び勝浦市にお住いの方は、さらに住民税の控除が受けられます。）

本学へご寄付された翌年1月1日のご住所が下記の自治体の方は、所得税の確定申告をすることにより、所得税の寄付金控除と個人住民税の寄付金税額控除の両方の適用を受けることができます。

なお、所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄付金税額控除のみの適用を受けるためには、市町村へ簡易な申告によることができます。

(2017年にご寄付された場合、2018年度の住民税から控除)

千葉県にお住まいの方（都道府県の指定）：
税額控除額=（寄付金額－2,000円）×4%

ただし、千葉市（政令市）にお住まいの方は、法令の改正により、2018年度分以後の個人住民税（2017年1月1日以後に行われた寄付が対象）から2%に変更されますので、ご注意ください。

勝浦市にお住まいの方（市区町村の指定）：
税額控除額=（寄付金額－2,000円）×6%

勝浦市にお住まいの方は、千葉県の税額控除4%もあわせて適用できます。

（※）寄付金税額控除が受けられる上限額は、総所得金額等の30%までです。
詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

上記の自治体、および今後本学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出させていただきますので、ご了承願います。寄付者名簿には、寄付者の氏名・住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。

▶ 法人の場合

特定公益増進法人に対する寄付金として、特別損金算入限度額まで当該事業年度の損金に算入することができます。

また、日本私立学校振興・共済事業団を通じた「受配者指定寄付金制度」もご利用いただけます。この制度は、寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができます。

（「受配者指定寄付金制度」をご利用いただく場合は、事前に本学会計課へご連絡ください。ただちに、必要な手続き等についてご説明申し上げます。）

以　上

IBU INTERNATIONAL BUDO UNIVERSITY
国際武道大学　〒299-5295　千葉県勝浦市新官841
お問い合わせ　TEL: 0470-73-4111（代表）　FAX: 0470-73-4148
http://www.budo-u.ac.jp　国際武道大学　検索